

別表2 予算配分基準

1 ポイント計算	事業実施主体は、別表3に基づき、ポイントを計算する。
2 予算の配分	県は、1による上位の取組から、予算の範囲内で配分する。

別表3 事業実施主体のポイント算定基準

項目	ポイント算定基準	ポイント数
1 「埼玉県茶業振興計画」	事業内容が「埼玉県茶業振興計画」に位置づけられている内容か 位置づけられている…1点 位置づけられていない…0点	1または0
2 重点支援対象	知事が毎年、別に定める、「茶生産条件整備事業重点支援対象」に 合致した取組である…2点 合致した取組ではない…0点	2または0